

意見書案第1号

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年3月15日

提出者	議員	大光	力
〃	〃	小倉	拓
〃	〃	岩村	和則
〃	〃	小久保	重孝
〃	〃	犬塚	貴敬
〃	〃	寺島	徹明
〃	〃	阿部	正明

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題と言える。

ところで、冤罪被害者を救済するための制度としては再審がある。しかし、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば再審のルールが存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちになっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するとともに、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、国においては、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するように求める。

記

- 1 再審請求手続において捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月15日

北海道伊達市議会

意見書案第2号

被災者生活支援法の支援対策と支援金の拡充を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年3月15日

提出者	議員	大光	力
〃	〃	小倉	拓
〃	〃	岩村	和則
〃	〃	小久保	重孝
〃	〃	犬塚	貴敬
〃	〃	寺島	徹明
〃	〃	阿部	正明

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

内閣官房長官

被災者生活支援法の支援対策と支援金の拡充を求める意見書

令和6年1月1日に発生した能登半島地震によって多くの方が犠牲になると共に、広範囲に多数の住宅・家屋が被害を受けるなど、被災者の生活再建に向けた支援は急務です。

そのためにも1995年の阪神・淡路大震災をきっかけに創設された「被災者生活再建支援法」の更なる改善が求められています。

被災者生活再建支援制度が「全壊」及び「大規模半壊」等に限定されていることや、支援金が2007年に最大300万円に引き上げられましたが、この間の建設資材の値上がりなどもあり、住宅再建には不十分です。

阪神・淡路大震災以降も、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震など日本国内では大規模な地震が発生し、近年は豪雨災害も相次いでいることも踏まえると、被災者の生活再建するための制度の拡充が急がれます。

よって、政府に対し、被災者生活再建支援法の支援対象と支援金を急ぎ拡充し、能登半島地震で被害にあわれた住民の生活再建を支援するとともに、今後の災害への備えとするよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月15日

北海道伊達市議会

意見書案第3号

現行の健康保険証の存続を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年3月15日

提出者	議員	大光	力
〃	〃	小倉	拓
〃	〃	岩村	和則
〃	〃	小久保	重孝
〃	〃	犬塚	貴敬
〃	〃	寺島	徹明
〃	〃	阿部	正明

(提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
デジタル大臣

現行の健康保険証の存続を求める意見書

政府は利便性向上を図るとして、2024年12月2日に現行の健康保険証を原則廃止するとしてマイナンバーカードと健康保険証を一体化するとしています。

しかし、昨年4月に6.3%だった利用率は8カ月連続で退化し、2023年12月に利用率はわずか4.29%となっています。また、20歳～24歳では利用率は3.62%と若い世代ほど利用していない実態も明らかになっています。

政府は昨年12月にマイナンバーの紐付けの誤りに関する総点検が完了したと報告していますが、マイナンバーと紐付いた個人情報すべてに登録の誤りがないかを調べたわけではなく、限定的な点検に過ぎません。そうしたなかで、国民の多くが現行の保険証の原則廃止に大きな不安を感じています。

政府は、マイナ保険証を持たない人すべてに健康保険証の資格証明書を交付することで、マイナ保険証が利用できない場合に医療機関の窓口で提示する「資格情報のお知らせ」を送付するとしています。

また、高齢者施設の対策として暗証番号が不要な顔認証カードを発行するとしています。これはどれも現行の保険証を存続させればわざわざ新たに税金を投入する必要のないものばかりです。

現行の健康保険証が廃止されれば、本来任意であるマイナンバーカード取得が事実上は義務化されることとなり、マイナンバーを持たない人が保険診療を受けられなくなる恐れがあります。

これは、国民誰もが憲法に基づく国民皆保険制度を形骸化し、国民の権利侵害となる懸念があります。

よって政府は、現行の健康保険証を2024年12月に廃止することを撤回し、存続することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月15日

北海道伊達市議会

意見書案第4号

食料自給率向上を政府の義務とすることを求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年3月15日

提出者	議員	大光	力
〃	〃	小倉	拓
〃	〃	岩村	和則
〃	〃	小久保	重孝
〃	〃	犬塚	貴敬
〃	〃	寺島	徹明
〃	〃	阿部	正明

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣

内閣官房長官

食料自給率向上を政府の義務とすることを求める意見書

政府は、2024年の通常国会で「食料・農業・農村基本法」を見直し、新たな「基本法」を制定するとしています。

しかし、日本のカロリー自給率は38%に過ぎず、先進国の中でも最低となっています。穀物自給率は28%であり、世界185カ国中で129位となっています。

旧農業基本法以来、食料自給率は下がり続けており、現行の食料・農業・農村基本法の制定後、5次にわたる「基本計画」で食料自給率を引き上げるとされてきましたが、目標を達成したことは一度もありません。

現行基本法は、「基本計画」で「食料自給率目標」を設定したものの、閣議決定したに過ぎず、法的拘束力がなく目標は事実上、棚上げにされてきました。

政府の「新基本法」の検討では、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置づけよりも格下げするものとなっており、国の責任を放棄しようとしているとしか考えられません。

いま、世界的な食糧危機が進行し、各国が自国の支給率引き上げに取り組んでいる中、食料自給率向上を格下げするような姿勢は、食料の安定供給に重大な危機をもたらすことになりかねません。

よって「新食料・農業・農村基本法」では食料自給率目標を定める基本計画を国会の承認制とし、計画の達成の法的義務とすることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月15日

北海道伊達市議会

意見書案第5号

企業・団体献金の全面禁止を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年3月15日

提出者	議員	大光	力
〃	〃	小倉	拓
〃	〃	岩村	和則
〃	〃	小久保	重孝
〃	〃	犬塚	貴敬
〃	〃	寺島	徹
〃	〃	阿部	正明

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

内閣官房長官

企業・団体献金の全面禁止を求める意見書

自民党派閥による政治資金パーティーをめぐる、いわゆる「裏金」問題は、政治資金規正法の違反の疑いにより現職国会議員が逮捕されるなど、国民の中に政治に対する不信や怒りが広がる重大な問題となっています。

議員個人に対する企業・団体の献金が禁止されているにもかかわらず、企業や団体によるパーティー券と称する購入が野放図に可能となっていることは、事実上の企業・団体献金の「抜け道」となっていることは重大です。

そもそも、企業は営利を目的とする団体であり、営利の見返りがない献金などあり得ません。また、営利に結びつかない支出は、株主に対する説明のつかない背任とも言われかねない支出であることは論を待ちません。

政治家に対し資金を提供することで、影響力を行使し政治を歪めることはあってはならないし、徹底した真相解明と制度の改善は、警察権力の行使以前に国会自らの努力が求められるものであり、これなしに国民からの信頼回復などあり得ないと考えます。

よって、政府並びに国会は、これまで幾度となく繰り返されてきた「政治とカネ」をめぐる問題に真摯に向き合い問題の根絶をするためにも、企業・団体献金を全面的に禁止すること、企業・団体による政治資金パーティー券の購入を全面禁止すること並びに個人が購入する政治資金パーティー券の公開対象を5万円超とするなど政府、国会の責任において、厳しく規制することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月15日

北海道伊達市議会

意見書案第6号

若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書

このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年3月15日

提出者	議員	大光	力
〃	〃	小倉	拓
〃	〃	岩村	和則
〃	〃	小久保	重孝
〃	〃	犬塚	貴敬
〃	〃	寺島	徹明
〃	〃	阿部	正明

(提出先)

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（孤独・孤立対策担当）

若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が、重大な社会問題となりつつあります。実際、市販薬の過量服薬(オーバードーズ)による救急搬送が、2018年から2020年にかけて2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告があります。国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の56.4%を占めているとのことであります。

また、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は「60人に1人」と深刻な状況にあることも明らかになりました。不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど、現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで、疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡する事例も発生しています。市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、濫用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もあります。

よって、政府において、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、以下の特段の取組を求めます。

記

- 1 現在、濫用等の恐れがある医薬品の6成分を含む市販薬を販売する際、購入者が子ども（高校生・中学生等）である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること。
- 2 若者への薬剤の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務づけ、副作用などの説明と合わせて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。
- 3 濫用の恐れがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。
- 4 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置づけ、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月15日

北海道伊達市議会

意見書案第7号

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書
このことについて、伊達市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和6年3月15日

提出者	議員	大光	力
〃	〃	小倉	拓
〃	〃	岩村	和則
〃	〃	小久保	重孝
〃	〃	犬塚	貴敬
〃	〃	寺島	徹
〃	〃	阿部	正明

(提出先)

経済産業大臣

環境大臣

地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進を求める意見書

循環型社会形成推進基本法は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する「循環型社会」の形成に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために、2000年に制定されました。

我が国では本法律に基づいて、循環型社会の形成に関する施策の推進に20年以上取り組んできました。我が国が循環型社会の形成を通じて目指すべき社会は、「環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会」であり、地域におけるサーキュラーエコノミーの推進は、循環型社会を形成する上で重要なツールであるとともに、地方創生・地域活性化の実現に大きく貢献しうるものであります。実際に、地域でのサーキュラーエコノミーの実現を目指し、先進的な取り組みを進める自治体が現れ始めており、地域特性や産業を活かした脱炭素ビジネスの推進、地域由来の資源を活用してのエネルギーの自給率向上や、地域住民の理解醸成を通じた効果的な資源循環ビジネスの構築など、自治体主導によるサーキュラーエコノミーの推進により、地域に新たな付加価値や雇用が創出されています。

この様に、地域のサーキュラーエコノミーを推進することは、地域課題解決と共に、地域に新たなビジネスや価値を生み出すことによる地方創生の実現に資するものであります。以上の観点から政府に対して、地方創生に貢献するサーキュラーエコノミー（循環経済）の一層の推進のために、以下の事項についての特段の取り組みを求めます。

記

- 1 地域経済の活性化を図るため、プラスチック、金属資源、生ごみ、家畜ふん尿、下水汚泥、紙おむつ等の、地域の循環資源や木質バイオマス等の再生可能資源の活用など、地方自治体と民間企業の連携による資源循環ビジネスの創出への支援を強化すること。
- 2 地域における廃棄物処理の広域化、廃棄物処理施設の集約化、エネルギー回収の高度化等を推進するとともに、自治体と住民、民間企業等の協働により、地域に適したごみ処理方式や分別区分の選定等による、脱炭素かつ持続可能な適正処理に資する資源循環の体制強化に対する支援を拡充すること。
- 3 製品の長期メンテナンスやリユース製品の積極的な利用といったライフスタイルに係る地域住民・消費者の意識変革や行動変容を促す、携帯アプリ等を活用した新たなサービスの創出等、自治体と民間団体の連携によるリユース製品の循環環境の整備を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月15日

北海道伊達市議会